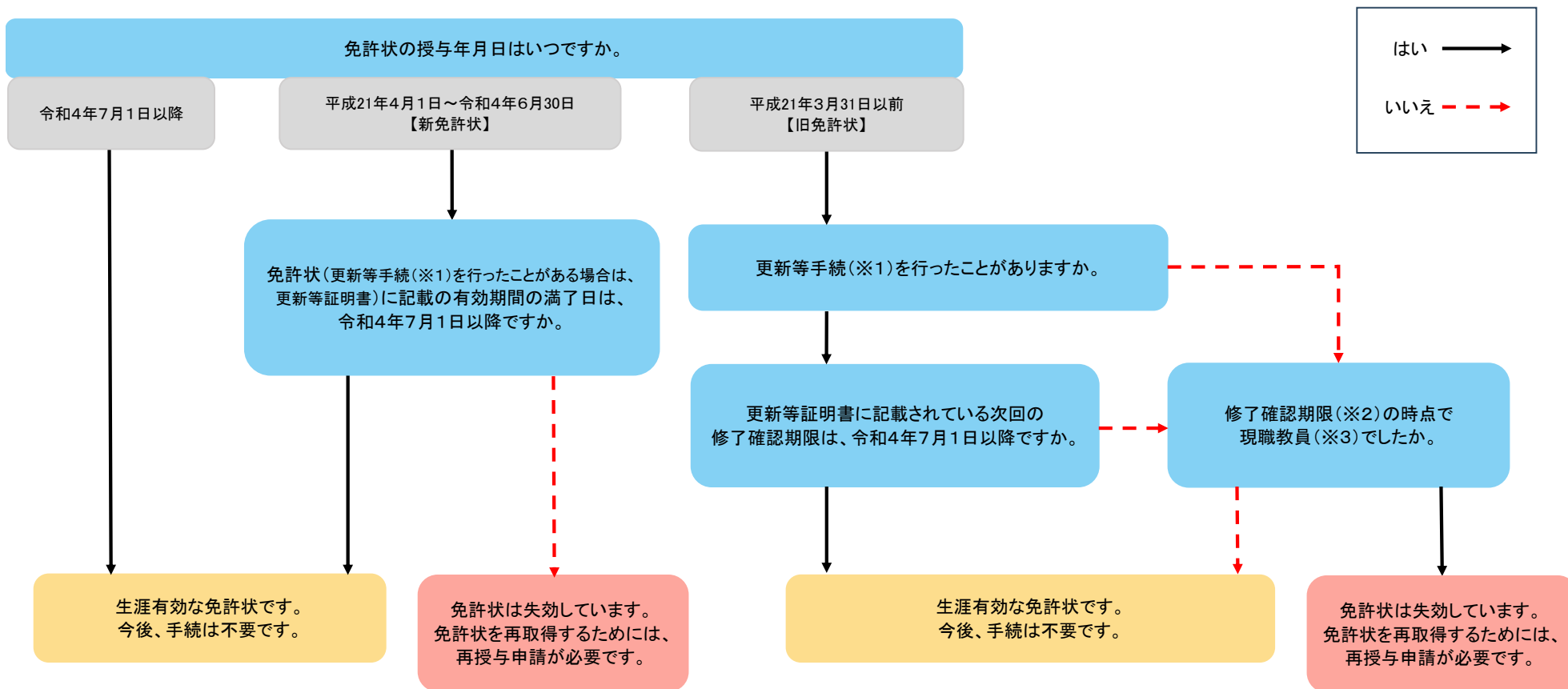


◎教員免許状の有効性の確認について



※1 更新等手続とは、更新、延期・延長、免除、回復手続のいずれかを指します。

※2 旧免許状所持者の“最初”の修了確認期限については、次ページの表をご覧ください。(更新等手続を行ったことがある方は、更新等証明書に記載の修了確認期限を確認してください。)

※3 現職教員とは、校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、教諭、講師、指導主事、社会教育主事 等を指します。

修了確認期限の日に退職した教員について、定年退職、任期満了退職者は「現職教員」、自己都合退職、勸奨退職者は「非現職教員」の扱いとなります。

○旧免許状所持者の最初の修了確認期限

表1：教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する場合（栄養教諭免許状を所持する者を除く）

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日 昭和40年4月2日 ～ 昭和41年4月1日 昭和50年4月2日 ～ 昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日 昭和41年4月2日 ～ 昭和42年4月1日 昭和51年4月2日 ～ 昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日 ～ 昭和33年4月1日 昭和42年4月2日 ～ 昭和43年4月1日 昭和52年4月2日 ～ 昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日 ～ 昭和34年4月1日 昭和43年4月2日 ～ 昭和44年4月1日 昭和53年4月2日 ～ 昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日 昭和44年4月2日 ～ 昭和45年4月1日 昭和54年4月2日 ～ 昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日 昭和45年4月2日 ～ 昭和46年4月1日 昭和55年4月2日 ～ 昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日 ～ 昭和37年4月1日 昭和46年4月2日 ～ 昭和47年4月1日 昭和56年4月2日 ～ 昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日 ～ 昭和38年4月1日 昭和47年4月2日 ～ 昭和48年4月1日 昭和57年4月2日 ～ 昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日 ～ 昭和39年4月1日 昭和48年4月2日 ～ 昭和49年4月1日 昭和58年4月2日 ～ 昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日 ～ 昭和40年4月1日 昭和49年4月2日 ～ 昭和50年4月1日 昭和59年4月2日 ～	令和2年3月31日

表2：栄養教諭免許状を所持する場合

平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持している場合は、表2が適用されます。

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日

※平成21年3月31日までに教諭又は養護教諭の免許の授与を受けたことがあり、平成21年4月以降に栄養教諭免許状を授与された方については、表1に従って修了確認期限が割り振られます。